業務及び財産の状況に関する説明書類

第５８期

自　２０２５年　７月　１日

至　２０２６年　６月３０日

監 査 法 人 日 本 橋 事 務 所

業務及び財産の状況に関する説明書類

第58期　　2025年7月1日から2026年6月30日まで

2026年8月28日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名	監査法人日本橋事務所
所在地	東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル4階
代表者	代表社員　理事長　　髙　橋　秀　和

（注）当法人は2026年7月1日付で組織再編を実施いたしました。本説明書類は、公認会計士法施行規則に基づき、2026年6月30日現在の状況を記載しております。

一．業務の概況

１．監査法人の目的及び沿革

当法人は、1952年創業の個人事務所を基軸として、1969年に監査法人日本橋事務所として創設されました。設立登記日は1969年8月27日です。爾来、定款第1条に定める財務書類の監査又は証明業務に専心してまいりましたが、2007年5月、定款第1条に第2項を新設し、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務を監査法人の目的に加え、現在に至っております。なお、資本金は3千万円です。

２．無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当法人は、無限責任監査法人です。

３．業務の内容

（１）業務概要

当法人は、主に金融商品取引法及び会社法に基づく監査証明業務を提供しており、当期末における被監査会社等の総数は53社（前期末54社）です。このうち、公認会計士法上の大会社等は18社（前期末19社）です。非監査証明業務については、受嘱の規模が著しく小さいため、監査証明業務に特段の影響を与えることなく、前会計年度と同程度の規模で実施いたしました。この結果、当期の業務収入は822百万円となりました。

なお、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第17条第1項の規定に基づき、2013年3月21日付で関東財務局長より経営革新等支援業務を行う者としての認定を受けております。また、2014年8月5日付で顧客の海外展開等のニーズに応えるため

の体制構築の一環として国際的な会計事務所ネットワーク Baker Tilly International に独立メンバーとして参画しております。

（２）新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

（３）監査証明業務の状況

2026 年 6 月 30 日現在において当法人が関与している被監査会社等の状況は、次のとおりです。

2026 年 6 月 30 日現在

種　　別	被監査会社等の数	
	総　　数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	18 社	17 社
②金商法監査	3	0
③会社法監査	19	1
④学校法人監査	2	0
⑤労働組合監査	0	0
⑥その他の法定監査	3	0
⑦その他の任意監査	8	0
計	53	18

（注）大会社等とは公認会計士法第 24 条の 2 に規定する会社をいいます。

（４）非監査証明業務の状況

当法人の定款第 1 条第 2 項に基づく非監査証明業務は、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務ですが、当会計年度（2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで）における受嘱額は、13,872 千円（13 社）です。このうち、大会社等からの受嘱額は 1,600 千円（1 社）です。

当該非監査証明業務への関与は、専門家としての専門知識及び経験の蓄積並びに判断力の涵養に資するものと考えておりますが、職業倫理及び独立性の遵守に影響を及ぼさず、かつ、高品質な専門業務の提供が可能な範囲での受嘱に限っております。

４．業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

（１）業務の執行の適正を確保するための措置

①　経営の基本方針

公認会計士監査は、我が国経済の健全な発展を支える重要なインフラの一つであり、財務情報の信頼性確保に対する社会のニーズは、一連の粉飾決算事件や、有価証券報告書の虚偽記載事件の発生等を契機にますます高まってきており、その領域は企業会計の分野にとどまらず公的部門へと広がってきています。我々公認会計士の使命は、会計及び監査の専門家として、独立した立場において、監査業務を中心とする保証業務を通じ、企業等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に貢献することにあります。

当法人では、所員一人一人が会計プロフェッションの社会的使命を自覚し、職業的専門家としての責務を全うすべきとする社会的要請に応えることができるよう、倫理及び価値観に基づく自らのあるべき姿勢を崩すことなく、品質最優先の認識のもとで確固たる目標をもって専門業務に努めており、監査を中心とする保証業務等の提供及び会計プロフェッションとしての行動を通じて、持続可能な社会の実現のため資本市場の活性化に奉仕することを経営の基本理念としています。

②　経営管理に関する措置

当法人には最高意思決定機関として社員総会があり、当法人の運営の基本事項及び業務上の重要事項について審議・決定しております。その下には代表社員 3 名が中心となった経営会議があり、社員総会での決定を踏まえた業務執行に係る決定を行っております。この 2 段階体制をとることで、基本方針や重要事項は総社員 16 名が相互に牽制された環境で協議・決定するとともに、スピード感をもって行うべき業務執行については、経営会議において代表社員 3 名の相互牽制が働く環境下でそれぞれ得意方面のマネジメント力を発揮し、効率的かつ迅速に決定及び執行することを可能としております。

また、当法人の組織的な運営における経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するために監査委員会を設置しております。監査委員は社員より選任され、独立性を有する第三者を監査委員会にオブザーバーとして配置しております。

上記のガバナンス（経営管理）体制を図示したものが別記の組織図です。

なお、当法人は 2026 年 7 月 1 日付で組織再編を実施しており、2026 年 7 月 1 日時点の組織図も、参考として別記しております。

③　法令遵守に関する措置

当法人並びに専門要員及び職員が法令等を遵守するために基本理念及び行動規準のほか諸規程や各種ガイドラインを定めております。特に監査業務の実施に当たっては、監査の品質管理規程において、監査責任者は職業的専門家としての基準及び適用される法令等を自ら遵守するとともに、その遵守を監査チームのメンバーに指示することを明記し運用しております。

なお、専門要員以外の職員にも関わるインサイダー取引規制、独立性、コンプライアンス等の法令遵守に係る事項について、事務所内研修会を開催しております。当該研修会は、非常勤者を含む全職員に受講を義務付け、法令遵守に係る意識の向上を図っております。これらの法令の遵守状況については、宣誓書の徴求やチェックリスト等を用いてモニタリングを実施しております。

また、当法人では、監査業務の品質の向上及び当法人のコンプライアンスの強化等を目的として、広く情報提供をいただく専用窓口としてホットラインを設置しております。収集する情報の範囲には、当法人の社員及び職員等による法令違反等又はその恐れのある行為、粉飾への関与、重要な虚偽表示の隠蔽加担、インサイダー情報漏洩や規制違反取引、職業倫理違反行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントが含まれております。

④　その他

該当事項はありません。

（２）上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

①　専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当法人では、業務の品質の管理を行う部門として、組織上、品質管理システムの整備及び運用に関する事項を決定し、その執行及び監視・監督する「品質管理本部」を設置しており、副統括代表社員 1 名が品質管理本部長に就任しております。品質管理本部の下に「品質保証部」「モニタリング部」「審査部」を設置しております。

当該品質管理本部長の通期（2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで）品質管理活動計画時間は 1,430 時間であり、品質管理本部全体の通期計画時間数の約 4 割を占めております。これに対し、同期間の品質管理活動実績時間は 1,626 時間でした。当法人における 1 人当たり年間稼働時間数は平均 1,700 時間であることから、品質管理活動に必要な時間を十分に確保していると判断しております。なお、品質管理本部長（品質管理システムの整備及び運用に関する責任者）の適格性は、活動内容や稼働時間の実績に基づいて確認することを明記した「品

質管理責任者の経験及び能力に関するガイドライン」に従って判断しております。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

当法人の組織上、品質管理本部は監査業務等の執行部署である監査事業本部から独立しております。品質管理本部長は監査事業本部の構成員ではありませんが、現状では一部の個別監査業務に関与しておりますので、その点での独立性を保つ観点から、統括代表社員が統括する内部監査室が品質管理本部長の担当する個別監査業務に対し監視を行っております。この内部監査室は監査事業本部及び品質管理本部のどちらの部長にも就いていない社員が内部監査室長に就任し運営しております。更に、品質管理本部長が代表社員として経営会議に参画した際には、その他の代表社員及び経営会議メンバーによる相互牽制が機能しております。また、この経営会議には独立した第三者がオブザーバーを務める監査委員会の監視も働いております。

なお、上記の独立した第三者とは当法人の経営を監視し必要に応じてアドバイスや意見を発信してもらうため、当法人が 2024 年 8 月から外部機関である「一般社団法人監査支援機構」の会員となり、そこから派遣された方を指しておりますが、この選任者の決定には当法人の意向は及ばず、独立性が確保されております。

（３）業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

2026 年 6 月 30 日

② 業務の品質の管理の目的

当法人が品質管理システムを整備し運用する目的は、以下の合理的な保証を提供することにあります。

・当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。

・当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

当法人は、上記②の目的を達成するため、品質管理に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」をはじめとする諸規程、ガイドライン、監査マニュアル等として文書化し、当法人の全ての者に対しその内容、達成すべき目的、個々人が品質に関して責任を有することを周知し、

これらの遵守を求めております。

ア．業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当法人並びに社員及び全職員が公認会計士法、日本公認会計士協会の倫理規則等に定める職業倫理の遵守を合理的に確保するため、統括代表社員が基本理念と行動規準を示すとともに、職業倫理に関する研修を実施してその遵守を求めております。なお、職業倫理の遵守状況は、宣誓書の徴求やチェックリストを用いて確認しております。また、独立性の遵守を合理的に確保するため、全ての専門要員から、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書を入手する等、独立性の保持の情況を毎年確認しております。その他、独立性に対する脅威を軽減又は除去するために適切な措置を講ずる体制を整えると共に、監査業務の主要な担当者に対して倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付けております。

イ．業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の新規締結又は既存の監査契約の更新に際しては、関与先の状況、当法人の規模及び組織、能力及び経験を有する専門要員の確保の状況、利害関係、過年度監査業務実施中の把握事項並びにその他重要な影響を及ぼす事項等を勘案し、適切な監査業務を実施することができるかを判断しております。監査契約締結の適切性に重要な疑義をもたらす情報を入手した場合には、その内容及び重要性の程度により監査契約の辞退の原因となるか慎重に検討及び判断しております。なお、「監査の品質管理規程」において、監査契約の新規締結及び更新に係る方針と手続を定め、新規締結又は更新に当たっては、審査担当者の審査を受けることとしております。

また、新規契約に関しては「新規監査契約に係る手続書」を整備し、関与先の契約リスクの評価に係る具体的な手続を文書化しております。

ウ．業務を担当する社員その他の者の選任

業務を担当する社員（以下「監査責任者」と記載いたします。）の選任は経営会議において行っており、当法人の「監査責任者等の適性及び能力の確認等に関するガイドライン」に基づきその責務を果たすのに適切な能力、知識、適性、経験、独立性及び権限並びに業務遂行に十分な時間を確保できる者であることを考慮要件とし、特に専門能力と共に意欲及び積極性を重要な要素としております。

監査チームメンバーの選任は、監査品質を重視し、監査チームメンバーとしての必要な能力、適性等を考慮するとともに OJT による人材の育成を図るため、監査責任者が経営環境

等を踏まえ監査事業本部と協議して監査チームを編成しております。

エ．人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ｱ)　社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は所定の基礎額を基に「社員の評価規程と社員報酬算定の実施細則」に基づき毎年実施する人事考課の結果を反映して代表社員が協議の上決定しております。社員の人事考課は一定の評価項目を定めた評価シートを用いて数値化しており、当該評価シートにおける評価項目は、会計士監査経験年数、年齢、マルチ考課評点、事務所の監査品質の管理や審査への貢献度、専門知識、語学力、担当クライアントの業務における負荷の程度、日本公認会計士協会のレビューや公認会計士・監査審査会による検査結果など多岐にわたり、監査の品質管理に関わる事項のみならず、自らが当法人の構成員であるという意識を常に持って業務に当たっているかにも留意しております。このうちマルチ考課は、自己評価に加え評価対象となる社員以外の全社員及び常勤の公認会計士が毎年、当法人独自のマルチ考課評価シートを用いて各社員の評価を行います。統括代表社員は自己評価及び他者からの評価結果を比較検討の上で個人面談を実施し、これら評価項目による評価結果を総合的に反映させて代表社員の協議により報酬を決定しております。

(ｲ)　社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

教育・訓練については、「教育・研修プログラム」に従い、新人研修を初めとしてキャリア・経験年数に応じて、職業専門家として必要とされる知識等の習得のため定期的な研修を実施しております。なお、日本公認会計士協会の CPD 制度における履修必要単位数については、同協会より履修状況を定期的に入手し確認しております。この他、職員のうち専門職以外の者にも関わるインサイダー取引規制、独立性、コンプライアンス、情報セキュリティに関する事項等の研修会を、社員及び非常勤を含む全職員が受講すべき必修研修として指定し開催しております。また、監査の現場においては、業務執行社員及び主査により、監査チームメンバーへ具体的かつ詳細な監査実施の手順・方法に関して積極的に指導（OJT）を行っております。

(ｳ)　その他

（専門職員の採用、評価）

当法人は、専門職員として監査業務を遂行するのに必要な能力と適性を高める資質を備えた誠実な人材の採用に努めております。専門職員の評価については、誠実性や客観性、品質管理及び職業倫理の遵守状況、意欲と担当業務の遂行状況、専門知識の習得状況等を「専門職員及び事務職員の人事考課規程」に基づいて定期的に実施しており、考課後に個

人面談を実施して監査品質の向上について意見交換を行っております。

（情報通信技術）

当法人は、情報セキュリティに関する諸規程等を定め、これらに基づき IT インフラや電子調書システムの整備を行うとともに事務所内で研修を実施して情報に関する管理を行っております。

なお、監査業務等の実施に当たり、情報セキュリティの観点から所定の安全対策を施した PC を社員及び全職員（非常勤職員を含む。）に貸与しております。

オ．業務の実施及びその審査

(ｱ)　専門的な見解の問合せ

監査業務において、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項がある場合には、具体的な方針及び手続を定めた「専門的な見解の問合せに関するガイドライン」に従って、審査部が窓口となり事務所内外の専門的な知識及び経験等を有する者との協議などを通じ、専門的事項に係る見解を得ることとしております。

なお、当法人は 2024 年 8 月から「一般社団法人監査支援機構」に入会し、必要に応じて外部の会計・監査等の専門家への問合せを行っております。

(ｲ)　監査上の判断の相違の解決

監査上、専門要員間、専門的見解の問合せ依頼者と助言者との間、監査責任者と監査業務に係る審査担当者との間に判断の相違が生じた場合には、早期にその相違を識別し、上記(ｱ)の専門的見解の問合せを行うことも含めて部長会あるいは特別審査会で協議を行い、解決することとしております。

(ｳ)　監査証明業務に係る審査

監査業務における監査計画及び監査意見表明に関しては、審査部を設置し、「審査規程」に基づき原則としてすべての監査業務につき審査を受けることを義務付けております。また、新規の監査契約締結や監査証明業務と非監査証明業務の同時提供の可否等、一定の場合においても審査を受けることを義務付けております。

金融商品取引法監査及び会社法監査に対しては特定の審査担当者が単独で行うコンカリング・レビュー・パートナー（以下「レビューパートナー」と記載いたします。）制審査を適用し、それ以外の会社等には複数の審査担当者が会議体で行う合議制審査（審査会）を適用しております。合議制審査担当者は社員総会において、レビューパートナー制審査担当者は経営会議における協議によって、それぞれ十分な知識、経験、能力を有する社員の中から選任しております。さらに、重要案件については上級の審査として部長会審査、

特別重要案件については社員全員で構成される特別審査会で審議することとしております。

(ｴ)　監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査ファイルの最終的な整理と管理については、「監査の品質管理規程」のほか、「監査（調書）ファイル保存ガイドライン」「監査調書の最終的な整理に関するガイドライン」等を定め、監査（調書）ファイルの最終的な整理後に、監査調書を改ざんするなど不適切に修正又は追加することを防止する体制を整備し、運用しております。

当法人は金融商品取引法監査及び会社法監査については電子調書システム（AQuA)を導入しており、アーカイブ状態を期限後に解除できず、アーカイブ済の調書の更新もできない仕組みとなっております。

一方、紙面により作成した監査（調書）ファイルについては最終的な整理の完了日後、「紙面調書保存に関するガイドライン」等に基づき、所定の手続を経て速やかに外部倉庫保存の措置を講じております。外部倉庫移管までの期間は品質保証部の管理下で事務所内の指定キャビネットに施錠保管し、監査調書の不適切な変更を防止しております。なお、外部倉庫に保存された監査（調書）ファイルは、完了した監査業務の検証、外部機関のレビュー等、正当な理由がある場合に限り所定の手続により品質管理本部長の承認を得た監査（調書）ファイルのみ、その閲覧・利用等を許可しております。また、その閲覧・利用等に当たっては品質保証部の担当者等が立会うことにしております。

(ｵ)　その他

（監査ツール等）

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するため、日本公認会計士協会から公表されている監査ツールを利用し、監査業務の実施に関する監査マニュアルや監査手続書等を作成し、これらに準拠することとしており、監査の実施、監査チームメンバーへの指示、監督及び査閲、監査調書の記録・保存等が合理的に遂行され、監査業務の品質の確保と共に有効性及び効率性を確保しております。

（監査責任者の往査）

各監査現場を効率的かつ必要十分に仕切るため、当法人では監査責任者が監査現場に直接出向くことを基本としております。これを活用して被監査会社の経営者、監査役等、内部監査部門及び経理・財務部門を初めとした会社関係者との間において、被監査会社の事業・経営の状況のみならず、監査上のリスクや監査環境の変化、監査品質の向上等についても十分かつ深度あるコミュニケーションを実施するなど、必要な情報交換及び

意見交換を行っております。

(監査法人のガバナンス・コード)

当法人は、監査の果たす公益的な役割及び監査に対する社会からの期待を踏まえ、高度な職業的専門家により構成される監査法人として果たすべき使命及び社会的責任を十分に自覚し、創設以来、監査の品質の維持及び向上を最優先事項として取り組んでおり、「監査法人のガバナンス・コード」の求める内容については、その一部（第三者の知見の活用及び資本市場参加者等との意見交換の実施）を除き業務管理の体制整備と業務運営、また監査の品質管理の一環として既に実施してまいりました。

当法人への公認会計士法施行規則第 96 条の適用を機に、すべてのガバナンス・コードの適用状況を見直し、上記の第三者の知見の活用については 2024 年 8 月から外部機関（一般社団法人監査支援機構）との契約により派遣された第三者を利用することといたしました。また、資本市場参加者等との意見交換の実施については、当法人による懇談会の開催は現実的ではなく合理性に欠けると判断し、当法人の監査品質向上に向けた取組に関する説明動画を日本公認会計士協会のウェブサイト（「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」）に掲載することにより、情報開示を行っております。

カ．業務に関する情報の収集及び伝達

(情報と伝達に関する方針)

当法人は、品質管理システムを支える、関連性のある信頼性の高い情報を識別・捕捉・処理・維持するための情報システムを整備し、当法人及び専門要員が情報交換する責任を認識し強化するための組織風土を醸成して監査チームを含む当法人全体で関連性のある信頼性の高い情報を交換するとともに、関連性及び信頼性の高い情報に関し外部の者とコミュニケーションを行うことを方針としております。

(当法人内の情報交換)

品質管理に係る情報は、主に品質管理本部に属する各部（品質保証部、審査部、モニタリング部）の活動において識別され、毎月開催される、全社員により構成され品質管理に関する事項を主対象とした本部会議に伝達されます。本部会議では当該情報に基づき改善すべき事項等があれば対応を協議し、関連する監査チームや法人全体に伝達し、対応を図っております。

(外部への情報の伝達)

当法人は、公認会計士法施行規則第95条に定める経営管理の状況等及び同第96条に定める監査法人のガバナンス・コードの適用状況について、当法人の「公認会計士法に基づく情報

開示に関するガイドライン」に基づき、2025年12月に「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」として公表しております。

(監査役とのコミュニケーション)

当法人は、監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」に基づき、監査計画説明並びに各四半期レビュー結果報告及び監査結果報告時に書面により報告及び説明を行うとともに、当法人の品質管理システムの整備・運用状況に係るコミュニケーションや上場会社等における監査上の主要な検討事項（KAM）に関する協議を行う他、必要に応じて随時コミュニケーションを実施しております。

(ホットライン)

当法人は、当法人が関与する監査業務又はその他の業務全般に関する情報を収集するため、専用の窓口（ホットライン）を設置しております。収集した情報については、部長会で審議し、適切な関係者へ伝達又は指示し、是正改善が必要と判断された事実については、適時・適切な対処策を立案し実施する等の対応を図ることとしております。

キ．前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人は、監査の品質管理規程において監査人の交代の際に監査業務の質に重大な影響を及ぼさないようにするため、監査事務所との間の引継ぎについて、以下の方針又は手続を定めております。

(ｱ) 当法人が前任監査人の場合、後任の監査事務所に対して、財務諸表の重要な虚偽表示に関する情報若しくは状況又は企業との間の重要な発見事項を含め、監査上の重要な事項を伝達すること。また、後任の監査事務所から監査調書の閲覧要請がある場合には監査基準報告書に準拠してこれに応じること。

(ｲ) 当法人が監査人予定者である場合、前任の監査事務所に対して、監査基準報告書及び当法人の「新規監査契約締結に係る手続書」に準拠して監査事務所の交代事由、企業との間の重要な意見の相違など、監査上の重要な事項について問い合わせを実施すること。

(ｳ) 当法人は実施した監査業務の引継の内容について、前任監査人又は後任監査人と、相互に確認し、その記録を保管すること。

(ｴ) モニタリング部は、監査人の交代に際して当法人が前任の監査人となる場合及び後任の監査人となる場合の双方についての監査業務の引継ぎに関して、当該引継ぎが当法人の定める監査事務所間の引継ぎに関する方針又は手続に準拠して行われているかどうかを確かめること。

ク．アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人は、品質管理に関わる責任を以下のとおり割り当てております。

(ｱ)　品質管理システムに関する最高責任　　統括代表社員

(ｲ)　品質管理システムの整備及び運用に関する責任　　品質管理本部長
（不正リスクに関する品質管理を含む）

(ｳ)　品質管理システムの特定の側面の運用に関する責任

a　独立性に係る要求事項の遵守　　監査事業部長

b　モニタリング及び改善プロセス　　モニタリング部長

なお、責任者の選任に当たっては、適切な経験、知識、影響力及び当法人内の権限を有し、かつ割り当てられた責任を果たすための十分な時間を有することを前提として、割り当てられた役割及び当該役割の遂行について説明責任を負う旨を理解している者を選任しております。

ケ．アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成るリスク評価プロセスをデザインし適用しております。品質管理システムの目的を達成するため、品質管理基準第１号（以下、「品基報」と記載します。）で規定している品質目標に加え、当法人が必要と考える品質目標を追加しております。また、品質リスクの識別及び評価に当たっては、品質目標の達成を阻害し得る状況、事象、環境又は行動について理解し、それらが品質目標の達成について、どのように、またどの程度、阻害し得るかを考慮しております。

なお、品質リスクの識別及び評価については、品基報ツール（品基報第１号実務ガイダンス第４号）の様式１等を利用しております。

コ．アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人の品質管理システムのモニタリングは品質管理本部の下に設置されたモニタリング部が所管（ただし、モニタリング部による自己レビューとなる事項については、内部監査室が所管）しております。また、改善プロセスはモニタリング部及び品質保証部が共同して所管しております。

モニタリング活動は、日常的モニタリング活動（日常的監視）と定期的なモニタリング活動（完了した監査業務の検証を含みます。）の組み合わせにより実施しており、モニタリングによる発見事項については、これを評価し、定量的及び定性的な観点から不備が存在するかどうかを判断しております。識別された不備事項については、その根本原因を調査し、根本原因に応じた是正措置を検討しております。

モニタリング部長及び品質保証部長は共同して、実施したモニタリング活動の内容、識別された不備の重大性及び広範性、識別された不備に対処するための是正措置について、統括代表社員及び品質管理本部長並びに本部会議に適時に報告するとともに、関連する監査チームや品質管理活動を実施する者に伝達し、迅速かつ適切な措置を講じております。

④　業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

当法人の品質管理システムに最終的な責任を有する代表社員は、2026 年 6 月 30 日を基準日として、月次開催の本部会議で全社員が共有した各種情報、代表者面談にて聴取した各社員及び各補助者からの情報、モニタリング部が実施した日常的監視及び完了した監査業務の検証の結果並びに内部監査室及び監査委員会の行う監視の結果に基づき、当法人の品質管理システムを評価いたしました。

評価の過程で、品質管理システムの構成要素である「業務の実施」において一部の監査業務に関し、監査責任者による監査チームへの指示、監督及び監査調書の査閲並びに審査に係る手続等の運用上の不備が識別されましたが、当該重大ではあるが広範ではない不備事項を除き、当法人の品質管理システムは、その目的が達成されているという合理的な保証を提供していると評価いたしました。

なお、上記の不備事項に関して以下の措置を実施しております。

・社員の監査品質に対する意識の向上
・専門職員及びレビューパートナーの能力の向上
・指示、監督及び査閲に関する自己点検の強化
・審査に対するモニタリングの強化

⑤　④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項はありません。

（４）公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人の全社員は公認会計士であり特定社員はおりません。したがって公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼす可能性はなく、対応措置は講じておりません。

（５）直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46 条の９の２第１項（品質管理レビュー））を受けた年月

2025 年 12 月

（６）業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の代表社員髙橋秀和は、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について、当法人の第 58 期（自 2025 年 7 月 1 日　至 2026 年 6 月 30 日）の当該措置が適正であることを確認いたしました。

５．公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の４又は第34 条の34 の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

（１）当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当事項はありません。

（２）当該業務上の提携を開始した年月

該当事項ありません。

（３）当該業務上の提携の内容

該当事項ありません。

６．外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

（１）当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

Baker Tilly International（本部：イギリス）

（２）当該業務上の提携を開始した年月

2014 年 8 月

（３）当該業務上の提携の内容

相互の専門的役務提供及び情報交換等を通じて国際的に事業展開するクライアント及び監査業務等の利便性向上を目的として提携しております。

（４）共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

当法人の Baker Tilly International （以下「BTI」と記載いたします。）への加盟は、相互の専門的役務提供及び情報交換等を通じて国際的に事業展開するクライアント及び監査業務等の利便性向上を目的としています。加盟関係において支配・被支配は存在せず、加盟する事業体（事務所）は一体性・共通性において緩やかな連携関係にあります。また、当法人は品質管理の方針及び手続として「監査の品質管理規程」を始めとした諸規程及び監査マニュアル、各種ガイダンス等を整備・運用しておりますが、それらの整備に当たっては法令・監査等の基準及び日本公認会計士協会が定めた倫理規則・監査基準報告書等の各種公表物を参考に独自に行っており、BTI からの特段の指示を受けてはおりません。また、当法人は定款及び登記等を含む正式な場において「監査法人日本橋事務所」の名称を使用しており、BTI の呼称が当法人名には影響を与えてはおらず、発行する法定監査の監査報告書においても、法令・規則に従い「監査法人日本橋事務所」のみの名称を表記しております。

しかし、BTI と当法人は、事業体間の相互の協力を目的として共通のブランド名を掲げた上で高品位の監査を提供しつつ事業規模の拡大を目指すという共通の事業戦略を持っていることから、BTI は当法人にとってのネットワークであり、当法人は BTI のネットワーク・ファームであると判断しております。

二．社員の概況

１．社員の数

公認会計士	特定社員	合計
16 人	0 人	16 人

２．重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成（人）		
		公認会計士	特定社員	計
社員総会	当法人運営の基本事項と業務上の重要事項に係る審議・決定	16	0	16
経営会議	当法人の経営の執行	6	0	6
本部会議	各部担当業務の執行状況について報告、意見交換、情報交換を行い把握した懸案事項、発生した問題点及び課題等につき審議し、対応方針及び施策を決定	16	0	16

三．事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
（主） 監査法人 日本橋事務所	東京都中央区京橋1丁目10番7号	16人	0人	16人	38人
（従）	該当事業所なし。	―	―	―	―
合計		16人	0人	16人	38人

四．監査法人の組織の概要

当法人は監査業務の品質を合理的に確保するために、最高経営意思決定機関である社員総会、監査品質を持続的に向上させる機動的かつ実効的な組織運営を図るための経営会議、その下に業務執行を行う品質管理本部及び監査事業本部を設置して法人運営を行っております。経営会議は社員総会の決議事項を除く業務執行に係る基本方針の決定を行います。品質管理本部は、品質保証部、審査部、モニタリング部により構成され、当法人の品質管理システムの整備及び運用に関する事項を決定し、その執行及び監視・監督を行います。監査事業本部は、監査事業部、人財部、情報システム部、管理部により構成され、監査業務等の執行部署として、当法人全体の監査品質の維持・向上を図り、品質管理システムに準拠した業務を実施するために、これに関する事項を決定し、その執行及び監視・監督を行います。この他、当法人の品質管理に関する事項を主対象とし、懸案事項、課題等について審議等を行う本部会議、品質管理業務に係る実務事項等についての審議及び重要案件について上級審査を行う部長会、特別重要案件について審査を行う特別審査会を設置しております。

組織の全体構造は【組織図】をご参照ください。

なお、当法人は 2026 年 7 月 1 日付で組織再編を実施しており、2026 年 7 月 1 日時点の組織図も、参考として別記しております。

五．財産の概況

１．売上高の総額

（単位：円）

	第 57 期 自 2024 年 07 月 01 日 至 2025 年 06 月 30 日	第 58 期 自 2025 年 07 月 01 日 至 2026 年 06 月 30 日
売上高		
監査証明業務	801,525,588	808,516,555
非監査証明業務	12,704,500	13,872,000
合　　計	814,230,088	822,388,555

２．直近の二会計年度の計算書類

当法人は無限責任監査法人であるため、記載事項はありません。

３．２．に掲げる計算書類に係る監査報告書

当法人は無限責任監査法人であるため、記載事項はありません。

４．供託金等の額

当法人は無限責任監査法人であるため、記載事項はありません。

（単位： 円）

公認会計士法施行令第25 条に規定する供託金の額	
供託所へ供託した供託金の額（金銭及び有価証券の額）	
保証委託契約の契約金額	
有限責任監査法人責任保険契約の塡補限度額（1事故／期間中）	／

５．供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

当法人は無限責任監査法人であるため、記載事項はありません。

引受けを行う者の 商号又は名称	保険の種類	契約年月日	保険金の額 （塡補限度額） （１事故／期間中）

六．被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

1	シチズン時計㈱（プライム）
2	ＮＯＫ㈱（プライム）
3	イーグル工業㈱（プライム）
4	スターツコーポレーション㈱（プライム）
5	ニチレキグループ㈱（プライム）
6	㈱ベルーナ（プライム）
7	セントラルスポーツ㈱（プライム）
8	東京都競馬㈱（プライム）
9	㈱ピックルスホールディングス（プライム）
10	㈱ナガホリ（スタンダード）
11	㈱ミクニ（スタンダード）
12	塩水港精糖㈱（スタンダード）
13	明豊ファシリティワークス㈱（スタンダード）
14	㈱ＵＮＩＶＡ・Ｏａｋホールディングス（スタンダード）
15	スターツ出版㈱（スタンダード）
16	セーラー万年筆㈱（スタンダード）
17	日本アイ・エス・ケイ㈱（スタンダード）
18	㈱ＪＥＣＣ（非上場）

【組織図】

令和８年（2026 年）６月 30 日現在

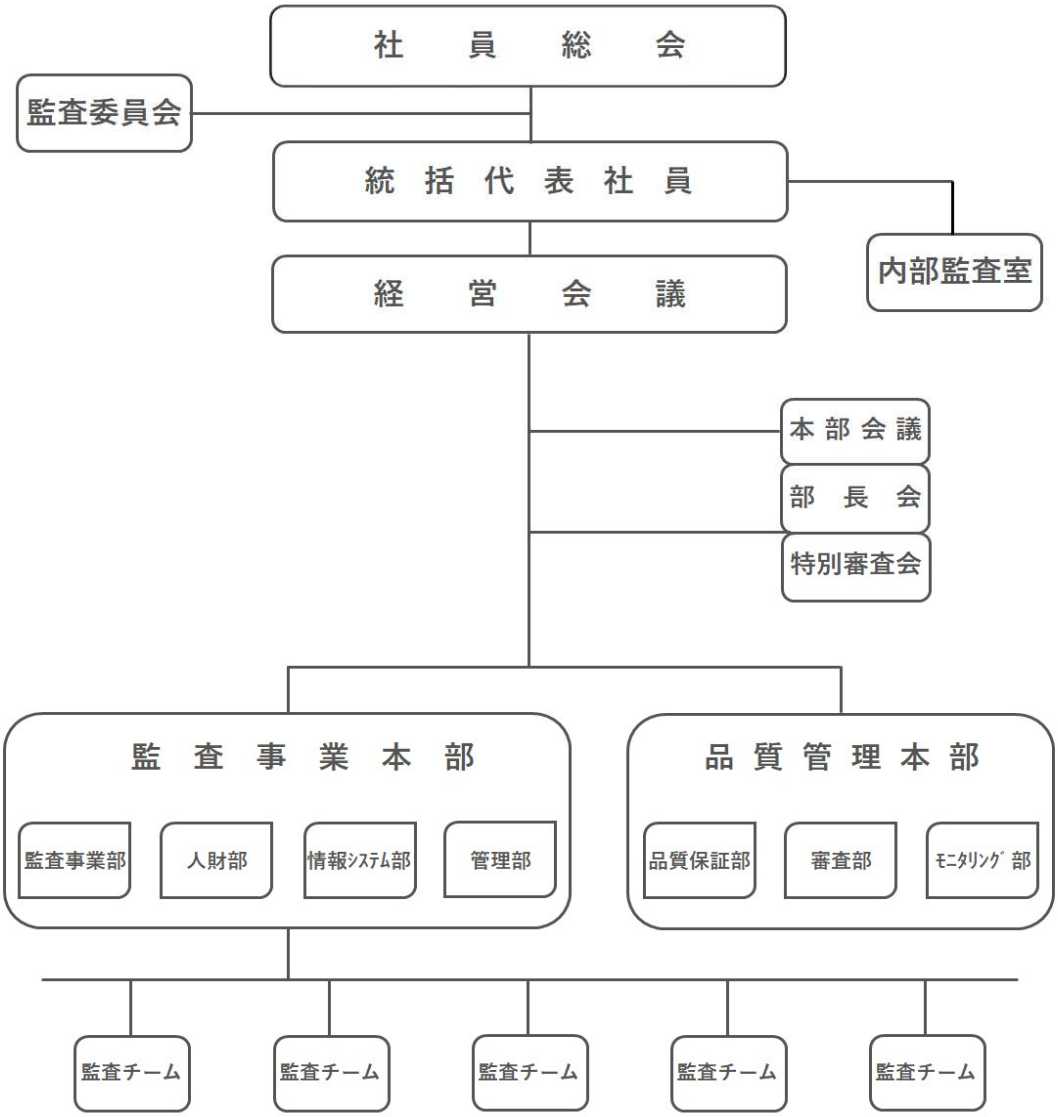

参考：

【組織図】
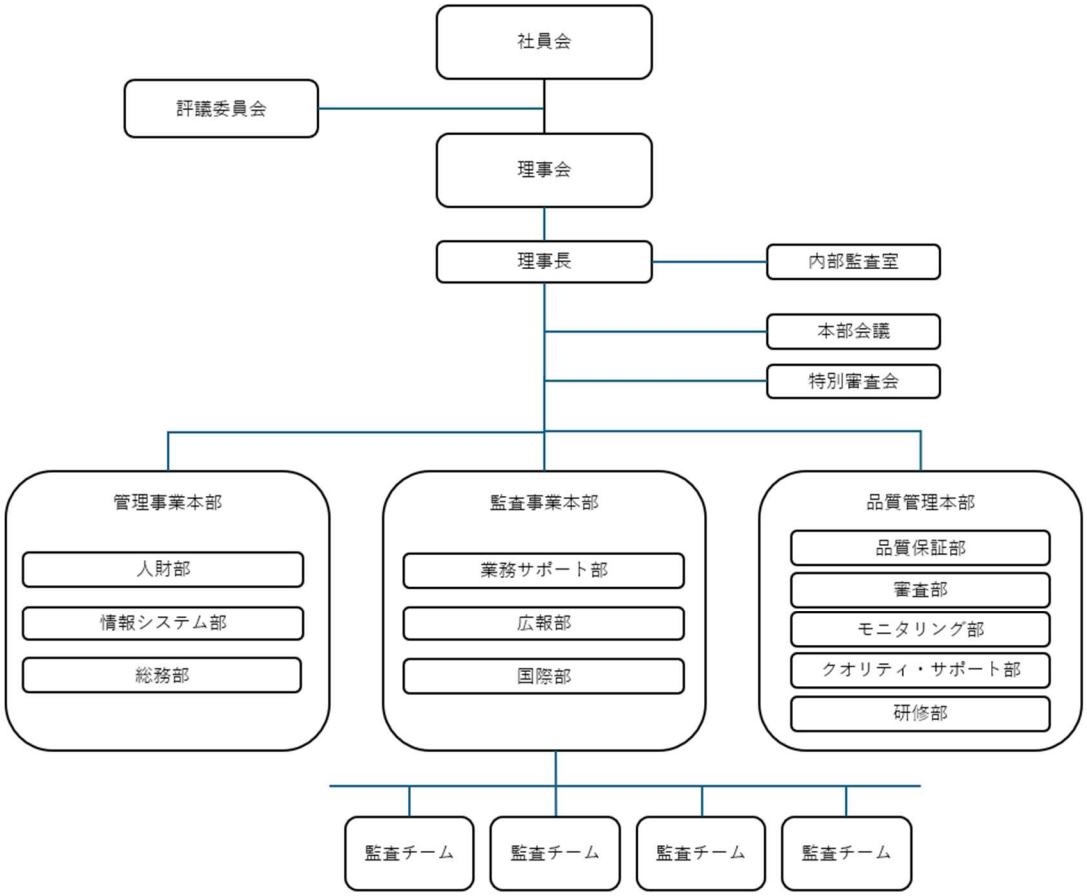
令和８年（2026 年）７月１日現在